

# 仕様書

総合企画局デジタル化戦略推進室

(担当 河邊、笠舞 電話 222-3257)

件 名	A I を活用した会議録作成支援システムの調達											
契約期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日											
契約条件	<p>1 基本事項 本業務の範囲は次の事項に係る役務の提供契約とする。</p> <p>ア ASP サービス及び会議録編集ソフトウェア（以下「ASP サービス等」という。）の提供</p> <p>イ 利用開始時における環境設定及び利用支援</p> <p>2 調達内容</p> <table border="1"><thead><tr><th>No</th><th>納品物</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>AmiVoice ProVoXT（パブリッククラウド、インターネット/LGWAN 環境対応）</td><td>12か月分</td></tr><tr><td>2</td><td>AmiVoice Rewriter</td><td>1ライセンス</td></tr></tbody></table> <p>・現在本市が利用している AmiVoice ProVoXT 及び AmiVoice Rewriter を令和8年4月1日以降も引き続き利用できるようにすること。（本市特有の語句・表現を認識する言語モデル及び辞書を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・24時間365日利用可能であること。（計画停止時間を除く）</li><li>・文字起こしをする音声データの件数や累計録音時間に制限がないこと。</li><li>・電話及びメールによるヘルプデスク対応を行うこと。</li></ul> <p>3 環境設定</p> <p>（1）ユーザ割当</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本市システム管理者が、利用者ごとにユーザ ID とパスワードの割当を行うことが可能であること。</li></ul> <p>（2）言語モデル及び辞書のカスタマイズ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本市が提供する会議録のデータをもとにカスタマイズした、本市特有の語句・表現を認識する言語モデル及び辞書を利用できること。</li></ul> <p>4 情報セキュリティ要件</p> <p>システムの構築及び提供に当たっては、京都市情報セキュリティ対策基準を順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、以下の対策を講じること。</p> <p>（1）アクセス制御</p> <p>ア ユーザ認証</p> <p>ユーザごとに ID を発行し、ユーザ ID 及びパスワードによる認証を行うこと。</p> <p>イ 権限制御</p> <p>処理依頼に係る音声ファイル及び認識結果ファイルについては、当該音声ファイルをアップロードしたユーザのみがアクセスできること。</p> <p>ウ パスワード管理</p> <p>（ア）パスワードは、英字（大文字・小文字）、数字、記号を組み合わせた8文字以上の文字列を設定できること。</p> <p>（イ）パスワードは、ユーザ自身が任意のタイミングで変更できること。</p>	No	納品物	数量	1	AmiVoice ProVoXT（パブリッククラウド、インターネット/LGWAN 環境対応）	12か月分	2	AmiVoice Rewriter	1ライセンス		
No	納品物	数量										
1	AmiVoice ProVoXT（パブリッククラウド、インターネット/LGWAN 環境対応）	12か月分										
2	AmiVoice Rewriter	1ライセンス										

	<p>(ウ) パスワードを不正利用されないよう、ハッシュ化の技術を用いて保管するなど、適切に管理すること。</p> <p>(2) 通信</p> <p>ア サーバとインターネットパソコン間の全ての通信について TLS1.2 以降により暗号化すること。</p> <p>イ 暗号化に必要なサーバ証明書については受託者が用意すること。</p> <p>(3) ログの取得</p> <p>ア システムのアクセスログ、操作履歴、システムの利用状況及び処理状況を把握するために必要なログを取得すること。</p> <p>イ 取得したログは1年間保存し、必要に応じ調査、分析できること。</p> <p>ウ 取得したログは、システム管理者が管理画面から容易に閲覧できること。管理画面からの閲覧が困難な場合は、本市からの求めに応じて、受託者が無償で出力処理を行い、本市に提供すること。</p> <p>(4) 不正プログラム対策</p> <p>ア サーバには、ウイルス対策ソフトを導入すること。</p> <p>イ ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用するとともに、ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用すること。</p> <p>ウ スケジューリングにより、定期的にウイルススキャンを行うこと。</p> <p>(5) ゼイ弱性対策</p> <p>ア 使用するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元などのサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。</p> <p>イ 使用する OS やソフトウェアにゼイ弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。</p> <p>(6) データ管理要件</p> <p>ア 所有権</p> <p>本システムに保存するデータの所有権は、本市に帰属すること。</p> <p>イ データ分離</p> <p>本市のデータが、本市以外の利用者から操作されることがないよう、本市専用の環境を構築することで適切にデータを分離すること。</p> <p>ウ データ保存</p> <p>(ア) システムにアップロードできるファイルは音声形式のファイルのみすること。</p> <p>(イ) 本市がアップロードした音声ファイル及び認識結果ファイルについては、暗号化のうえ、インターネットに公開されていない内部サーバにおいて変換処理及び保存すること。</p> <p>(ウ) 本市がアップロードした音声ファイル及び認識結果ファイルの保存期間については、認識結果ファイルの作成が完了した日から最大 90 日後に、システム上から自動的かつ完全に削除できること。</p> <p>エ データ廃棄</p> <p>本契約の解約後又は満了後、本市が登録した電子データや本市が提供した媒体・書類など、本市に関する全てのデータは、受託者が責任を持って、受託者の環境から廃棄すること。</p> <p>(7) サポート要件</p> <p>ア 体制</p> <p>(ア) 情報システムの操作方法・システム障害など、本市からの問合せについての一元的な窓口を準備すること。</p> <p>(イ) 対応に必要となるサポート体制を構築し、その体制図及び夜間、休日を含</p>
--	--

	<p>む緊急時の連絡先等を含めた緊急時対応手順書を本市に提出すること。</p> <p>イ 対応時間</p> <p>(ア) 情報システムの操作方法や障害に関する問合せの対応時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとすること。</p> <p>(イ) 情報漏えい等の重大なインシデントが発生した場合には、夜間、休日を問わず、直ちに本市に報告するとともに速やかに適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 問題解決時間</p> <p>問合せを受けてから問題解決までの時間は、原則、1営業日以内とすること。ただし、事前に遅延の許可を得た場合を除く。</p> <p>5 支払方法</p> <p>年度払い。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 落札後、速やかにデジタル化戦略推進室担当者に連絡をとること。</p> <p>(2) その他、本仕様書に定めなき事項については、京都市契約事務規則によるほか、本市の指示によるものとする。</p>
--	--